

出張業務を行う際の手順

出張業務を行う理容師・美容師

理容所・美容所に従事

していない

している

出張業務届出

受付印が押印された届出書の副本
を出張業務中常に携帯すること

< 出張業務の理由 >

- ・ 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する者
- ・ 社会福祉施設（社会福祉法第62条第1項に規定する施設）その他これに類する施設の入所者
- ・ 公演等の出演者
- ・ 長崎市理容師法施行条例第4条第3号及び長崎市美容師法施行条例第4条第3号により承認されたもの

「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」等を講じた出張業務

出張業務の記録